

「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします

ホミック通信

Vol.30

二回目の東京オリンピック号

2021.7

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

多くの懸念が示されていますが、東京オリンピック・パラリンピックは開催されるようです。

わたしは20年前から「オリンピックは永遠にアテネで開催すべき」論者なので、誘致活動自体に反対です。じきに「家余り」時代が到来するというのに、あんな選手村作ってどないすんねん! と、元々の計画全体が無責任に思えます。

もちろん競技が始まれば、人間の持つ可能性・多様性に魅せられることは間違いないのですが、でも東京でやってなくてもね、と思っています。

一国民としては、感染症対策を講じながらの綱渡りのような今大会が、大過なく終わってくれればと祈るばかりです。

■ 「ファーザー」を観て

今年のアカデミー賞で主演男優賞と脚色賞を受賞した、イギリス・フランス合作の映画「ファーザー」を観ました。認知症の症状が出始めた父親役のアンソニー・ホプキンスの演技は圧巻! というほかありません。これまで成年後見業務で何人もの認知症の方と出会い、わたしなりに認知症のことを知っているつもりですが、演じられる父親の姿は、「認知症の人の感じ方は、きっとこうなんだろう」と納得のいくものでした。シナリオは父親の認識を基に展開していった、娘が急に別人になったり、さっき言ったことと違うことを言い出したりして、観ているこちらも、戸惑いを通り越して恐怖を感じました。認知症の人は、特に症状が初期の状態では、あんな怖さを日常的に感じているのかな、と思うと、それは辛いだろうし孤独だろうし、混乱するよね、とつくづく思います。

ラストでは、高齢者施設で暮らし始めた父親の姿が描かれるのですが、そこに至るまでの娘の葛藤に、一緒に観た友人は自分の親のことを重ね合わせて、その日はなかなか寝付けなかったと言っていました。観た人に色々考えさせる映画でした。

■ 2024年から相続登記が義務化されます

時々、「どこにあるかもはっきり分からない、父親名義の遠方の土地も、相続登記した方がいいですか」と相談されることがあります。その昔「原野商法」という悪徳商法がありましたが、その名残かな? と思いながら、答えに窮することしばしばです。登記行政のためには、相続登記を済ませて、名義人を生きている人にしておいていただくに越したことはありませんが、相談者にとってはコストが掛かるだけで、何らメリットはなさそうだからです。

原野商法の被害だけではないでしょうが、相続をしても利用する予定がなくほったらかしが続いている、所有者がはっきりしない土地が、日本全国で九州を超える面積で存在するとの調査報告があります。

土地は要らなくなったら捨てるというわけにもいかず、絶対(超長期的にはそうとも言い切れませんが)そこに存在していて、場合によっては周辺に迷惑を掛けることもあるし、公共事業の妨げになることもあります。放棄地があると、その周辺までも荒んだイメージになりますし。

そんなこんなで、所有者不明土地問題は、司法書士業界では長く重要な課題と認識されて来たのですが、今年4月、ついに「相続登記を義務化」する法改正が成立し、2024年を目途に施行されることになりました。

利用価値の乏しい不動産は相続登記を見送るケースが多々あり、わたし自身それを見過ぎてきたのも事実ですが、これからはそういうわけにはいなくなるということです。

ただ、簡易に相続人を届け出る制度ができるなど、国民に負担を強いるばかりではなさそうですので安心してください。

北 浜 ラ ン チ 事 情

今橋よし田本店、昨年オープンしたお店です。少し離れたところに、同じグループの「北浜よし田」があって夜に何度か行ったことがあるのですが、とても接客が気持ちよく、お料理も酒のあてにぴったりなものばかり。なので、こちらのランチにも期待大でした。日替わり膳1200円を注文すると、お刺身や焼き物、煮物などが美しく盛り付けられた小さめの器が二つ収まった木箱が二段、すなわち器は計4つ、さらに茶碗蒸しとお味噌汁、ごはんは多分お代わり自由。というわけで美味しいものを少しずつ、という謳い文句を裏切らない上等なランチです。コロナ太り解消中の身では、当分再訪問というわけにはいきませんが(^^;) (つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
設立・役員変更など
訴訟・調停・和解・破産など
任意後見契約・遺言・死後事務など